

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第20号

西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その4）に係る条件付一般競争入札について

西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その4）について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その4）
- (2) 工事場所 宇治市伊勢田町南山21番地の1
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・普通教室棟：規模構造 鉄筋コンクリート造3階建
：延床面積 2,166.78㎡
- ・渡り廊下棟：規模構造 鉄筋コンクリート造3階建
：延床面積 155.05㎡

○工事概要

- ・長寿命化改修工事 一式
 - 外壁改修工事 防水改修工事
 - 内装改修工事 建具改修工事
 - 塗装改修工事 外構改修工事
- ・上記に伴う電気・機械設備工事 一式
- ・上記に伴う撤去・処分 一式

- (4) 工種 建築一式工事
- (5) 工事期間 契約日から令和9年2月12日まで 261日間
- (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。
 - (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
 - (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。
 - (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。
なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
 - (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
 - (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所技術者の場合は、建設業法第26条の5に定める要件を満たしていること。
 - (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所技術者以外の者であること。
 - (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- ### 3 入札参加資格の確認
- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。
 - (2) 資格確認資料として添付する書類
資格確認資料は、次のものとする。
 - ① 配置予定監理技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
 - (3) 提出部数 1部
- ### 4 入札参加資格の確認手続
- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
 - ① 入手方法
・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間
 - 令和8年4月3日 午前9時から
 - 令和8年4月9日 午後2時まで
- ③ その他
 - 確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
 - ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
 - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。
 - ② 持参し、又は郵送する場合の提出先
 - 郵便番号 611-8501
 - 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課
 - ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間
 - 令和8年4月3日 午前9時から
 - 令和8年4月9日 午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知
 - 確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
 - ① 審査結果は、令和8年4月20日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
 - ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
 - (4) その他
 - ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
 - ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
 - (1) 入手方法
 - 入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - (2) 配布期間
 - 令和8年4月3日 午前9時から
 - 令和8年5月13日 午後2時まで
- 6 設計図書類に関する質疑回答
 - (1) 提出方法
 - 設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。
 - 提出先
 - 質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
 - FAX番号：0774-20-8778
 - (2) 提出先
 - 質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
 - FAX番号：0774-20-8778
 - (3) 質疑の受付期間
 - 令和8年4月3日 午前9時から

- 令和8年4月21日 正午まで
- (4) 回答
 - 回答については、令和8年4月27日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- 7 入札期間及び開札の日時
 - (1) 入札期間
 - 令和8年5月12日 午前9時から午後6時まで
 - 令和8年5月13日 午前9時から午後2時まで
 - (2) 予定価格の公表
 - 令和8年5月13日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。
 - (3) 予定価格に関する質疑の受付期間
 - 予定価格を公表した時から
 - 令和8年5月15日 正午まで
 - 予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。
 - (4) 回答
 - 予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。
 - (5) 開札日時
 - 予定価格に関する質疑がない時 令和8年5月18日 午前10時30分
 - 予定価格に関する質疑がある時 令和8年5月21日 午前10時30分
- 8 入札書の提出方法
 - (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
 - (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。
 - なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 9 入札方法等
 - 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 10 入札の無効
 - 次の入札は、無効とする。
 - (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。
 - なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。
 - (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 11 予定価格
 - 予定価格については、入札期間終了後に公表する。
- 12 最低制限価格
 - 本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。
 - なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。
- 13 落札者の決定
 - 宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 14 入札保証金
 - 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- 15 契約
 - 本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第21号

木幡中学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について

木幡中学校体育館空調設置ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 木幡中学校体育館空調設置ほか改修工事

(2) 工事場所 宇治市木幡内畑3番地

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・第一体育館：鉄筋コンクリート造 2階建 880.21㎡

・第二体育館：鉄骨造 平屋建 659.18㎡

○工事概要

・体育館空調設置工事に伴う建築工事 一式

屋根改修工事 塗装改修工事 外壁改修工事

内装改修工事 建具改修工事 室内機置き場増築工事

体育館施設改修工事 外構工事

・上記に伴う機械設備工事 一式

空調機器設置工事 換気設備設置工事

・上記に伴う電気設備工事 一式

空調機器の電源工事 換気設備の電源工事

・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和9年6月30日まで 351日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所技術者以外の者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提

出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年4月3日 午前9時から
令和8年4月9日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から
令和8年4月9日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和8年4月20日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年4月3日 午前9時から
令和8年5月13日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

(2) 提出先

質疑宛先: 宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号: 0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から
令和8年4月21日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年4月27日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年5月12日 午前9時から午後6時まで
令和8年5月13日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和8年5月13日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から
令和8年5月15日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内(休日等を除く。)に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和8年5月18日 午前9時
予定価格に関する質疑がある時 令和8年5月21日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事業競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事業競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入

札運用基準による。

1 1 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

1 2 最低制限価格

本件の最低制限価格は、補正係数（ α 値）を用いて算出する。

なお、最低制限価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。ただし、補正係数（ α 値）については公表しない。

1 3 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

1 4 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

1 5 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和8年度 32パーセント

令和9年度 68パーセント

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

1 9 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第22号

広野中学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について

広野中学校体育館空調設置ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 広野中学校体育館空調設置ほか改修工事

(2) 工事場所 宇治市広野町山3番地

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・体育館 : 鉄骨造 平屋建 931.37㎡

・柔剣道場 : 鉄骨造 平屋建 394.71㎡

○工事概要

・体育館空調設置工事に伴う機械設備工事 一式
空調機器設置工事 換気設備設置工事

・上記に伴う建築工事 一式
建具改修工事 内装改修工事
塗装改修工事 体育施設改修工事 外構工事

・上記に伴う電気設備工事 一式
空調機器、換気設備の電源工事 照明改修工事

・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工種 管工事

(5) 工事期間 契約日から令和9年6月30日まで 351日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23

第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所技術者以外の者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
(配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年4月3日 午前9時から
令和8年4月9日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年4月9日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年4月20日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年5月13日 午後2時まで

6 設計図書に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年4月21日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年4月27日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年5月12日 午前9時から午後6時まで

令和8年5月13日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和8年5月13日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和8年5月15日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和8年5月18日 午前10時

予定価格に関する質疑がある時 令和8年5月21日 午前10時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ α 値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和8年7月15日を本契約予定日とし、工期については、令和9年6月30日までとしているが、変更する可能性があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事

の進捗状況により、変更する場合がある。

令和8年度 31パーセント

令和9年度 69パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第23号

宇治黄檗学園体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札について

宇治黄檗学園体育館空調設置ほか改修工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 宇治黄檗学園体育館空調設置ほか改修工事

(2) 工事場所 宇治市五ヶ庄三番割2番地

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・第一体育館：鉄筋コンクリート造 3階建て 1545.98㎡

・第二体育館：鉄筋コンクリート造 地下1階建て 571.07㎡

○工事概要

・体育館空調設置工事に伴う機械設備工事 一式

空調機器設置工事 換気設備設置工事

- ・上記に伴う建築工事 一式
 - 空調機器基礎新設工事
 - 外構工事 防水改修工事
 - ・上記に伴う電気設備工事 一式
 - 空調機器の電源工事 換気設備の電源工事
 - ・上記に伴う撤去・処分 一式
- (4) 工 種 管工事
- (5) 工事期間 契約日から令和9年6月30日まで 351日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値(P)が750点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所技術者以外の者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。
- 3 入札参加資格の確認
- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類
- 資格確認資料は、次のものとする。
- ① 配置予定監理技術者調書
 - ② 配置予定現場代理人調書
- (配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
- (3) 提出部数 1部
- 4 入札参加資格の確認手続
- (1) 確認申請書及び関係書類の配布
- ① 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。
 - ② 配布期間
 - 令和8年4月3日 午前9時から
 - 令和8年4月9日 午後2時まで
 - ③ その他
 - 確認申請書等作成説明会は、実施しない。
- (2) 確認申請書の提出
- ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)
 - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。
 - ② 持参し、又は郵送する場合の提出先
 - 郵便番号 611-8501
 - 京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務・市民協働部契約課
 - ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間
 - 令和8年4月3日 午前9時から
 - 令和8年4月9日 午後2時まで
- (3) 入札参加資格の確認通知
- 確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。
- ① 審査結果は、令和8年4月20日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
 - ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
 - ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書 of 配布
- (1) 入手方法
 - 入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - (2) 配布期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年5月13日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年4月21日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年4月27日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年5月12日 午前9時から午後6時まで

令和8年5月13日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和8年5月13日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和8年5月15日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和8年5月18日 午前9時30分

予定価格に関する質疑がある時 令和8年5月21日 午前9時30分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ α 値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和8年7月15日を本契約予定日とし、工期については、令和9年6月30日までとしているが、変更する必要があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和8年度 22パーセント

令和9年度 78パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
 郵便番号 611-8501
 所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
 電話番号 0774-20-8716
 FAX番号 0774-20-8778
 (揭示済)

宇治市公告第24号

東宇治中学校旧館棟解体工事に係る条件付一般競争入札について

東宇治中学校旧館棟解体工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、「週休2日促進工事（通期の週休2日）」として、通期の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 東宇治中学校旧館棟解体工事
- (2) 工事場所 宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
 - 建物概要
 - ・規模構造 鉄筋コンクリート造3階建
 - ・延床面積 951.21㎡
 - 工事概要
 - ・旧館棟解体工事 一式
 - ・本館棟改修工事 一式
 - ・外構改修工事 一式
 - ・上記に伴う撤去・処分 一式
- (4) 工 種 解体工事
- (5) 工事期間 契約日から令和8年11月24日まで 181日間
- (6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の

許可を解体工事業について受けている単体企業であること。

- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における解体の総合評定値（P）が700点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - ③ 営業所技術者以外の者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ② 営業所技術者以外の者であること。

- (11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事は入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書
 （配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）
- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
 - ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（開庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間
 - 令和8年4月3日 午前9時から
 - 令和8年4月9日 午後2時まで
- ③ その他
 確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

- ① 提出方法等
 - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
 - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（開庁日並びに正午から

午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年4月9日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年4月20日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年5月13日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年4月21日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年4月27日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年5月12日 午前9時から午後6時まで

令和8年5月13日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和8年5月13日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和8年5月15日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和8年5月18日 午前11時

予定価格に関する質疑がある時 令和8年5月21日 午前11時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数(α値)は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表実行実施要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

(揭示済)

議 会

宇治市議会議規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月25日

宇治市議会議長 木本 裕章

宇治市議会議規則第1号

宇治市議会議規則の一部を改正する規則

宇治市議会議規則(昭和54年宇治市議会議規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「参考人」を「及び参考人」に、「第165条」を「第164条の2～第165条」に改める。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第4条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」を「認めるときは、会議に宣告することにより」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第11条第1項及び第2項中「または」を「又は」に改める。

第12条第2項中「、または」を「、又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に改める。

第13条中「または」を「又は」に改める。

第2節の見出しを「議案及び動議」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第16条中「または」を「又は」に改める。

第19条の見出しを「(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「承認を要する。」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に、「承認」を「許可」に改め、次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

第20条の見出しを「(日程の作成及び配布)」に改め、同条中「および」を「及び」に、「かえる」を「代える」に改める。

第21条の見出しを「(日程の順序変更及び追加)」に改め、同条中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮つて」に、「、または」を「、又は」に改める。

第23条中「、または」を「、又は」に、「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条の見出しを「(日程の終了及び延会)」に改め、同条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「終わらない」を「終わらない」に、「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第28条の見出しを「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)」に改める。

第29条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従つて」に改める。

第30条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第31条の見出しを「(開票及び投票の効力)」に改め、同条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第38条中「または」を「又は」に、「まつて」を「待つて」に改める。

第39条の見出しを「(委員長の報告及び少数意見者の報告)」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「、ついで」を「、次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条第4項中「および」を「及び」に改める。

第40条中「および」を「及び」に、「終つた」を「終わつた」に、「または」を「又は」に改める。

第41条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第42条の見出しを「(討論及び表決)」に改め、同条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第43条の見出しを「(議決事件の字句及び数字等の整理)」に改める。

第44条の見出しを「(委員会の審査又は調査期限)」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「審査を終らなかつた」を「審査又は調査を終らなかつた」に、「、会議」を「、議会」に改める。

第45条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「認めるときは」を「認めるときは、議会の承認を得て」に改める。

第46条及び第47条中「または」を「又は」に改める。

第48条中「および」を「及び」に改める。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条の見出しを「(発言の通告及び順序)」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第4項中「、または」を「、又は」に、「当つても」を「当たつても」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

第54条中「終つた」を「終わつた」に、「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「、すべて」を「、全て」に、「または」を「又は」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「発言」を「、発言」に改め、同条第3項中「当つては」を「当たつては」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第58条第1項中「または」を「又は」に改める。

第59条中「または」を「又は」に、「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第60条の見出しを「(質疑又は討論の終結)」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「終った」を「終わった」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第61条の見出しを「(選挙及び表決時の発言制限)」に改め、同条中「および」を「及び」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第64条第2項中「または」を「又は」に改める。

第65条の見出しを「(発言の取消し又は訂正)」に改め、同条中「、または」を「、又は」に改める。

第66条中「および」を「及び」に、「写」を「写し」に、「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「探ろう」に改める。

第73条第2項中「および」を「及び」に改める。

第74条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「第1項および」を「第1項及び」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第8節の2の見出しを「公聴会及び参考人」に改める。

第77条の4第1項中「知識経験を有する者等」を「学識経験者等」に、「、あらかじめ文書で」を「、前条の規定によりあらかじめ」に、「うち」を「中」に改める。

第78条第1項第1号から第3号、第8号、第9号、第11号中「および」を「及び」に改め、同条同項第15号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「、速記法によつて速記する。」を「、速記法その他議長が適当と認める方法によつて記録する。」に改める。

第79条中「、印刷して」を削り、「および」を「及び」に改める。

第80条中「取り消し」を「取消し」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第86条第1項及び第2項中「または」を「又は」に改める。

第87条第2項中「、または」を「、又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に改める。

第89条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第91条中「および」を「及び」に改める。

第92条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第93条中「承認を要する。」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。」に改める。

第95条の見出しを「(分科会又は小委員会)」に改め、同条中「または」を「又は」に改める。

第96条中「または」を「又は」に改める。

第97条の見出しを「(証人出頭又は記録提出の要求)」に改め、同条中「または」を「又は」に改める。

第99条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第100条中「または」を「又は」に改める。

第102条の見出しを「(議決事件の字句及び数字等の整理)」に改める。

第103条中「または」を「又は」に、「終った」を「終わった」に改める。

第104条中「または」を「又は」に改める。

第105条中「および」を「及び」に改める。

第107条中「、すべて」を「、全て」に改める。

第108条中「、および」を「、及び」に改める。

第109条第1項中「、すべて」を「、全て」に、「または」を「又は」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第110条第1項中「または」を「又は」に、「、委員でない議員」を「、委員でない議員(以下、この条において「委員外議員という。)」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「、委員でない議員」を「、委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第111条中「終った」を「終わった」に、「終る」を「終わる」に改める。

第112条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第113条中「または」を「又は」に改める。

第114条中「または」を「又は」に、「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第115条の見出しを「(質疑又は討論の終結)」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に、「終った」を「終わった」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第116条の見出しを「(選挙及び表決時の発言制限)」に改め、同条中「および」を「及び」に改める。

第117条の見出しを「(発言の取消し又は訂正)」に改め、同条中「または」を「、又は」に改める。

第118条の見出しを「(答弁書の配布)」に改め、同条中「、職員をして朗読させる。」を「、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。」に改める。

第5節の見出しを「委員長及び副委員長の互選」に改める。

第119条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第5項中「推薦」を「推選」に改め、同条第6項中「推薦」を「推選」に、「はかり」を「諮り」に改める。

第120条中「および」を「及び」に改め、「・」を削る。

第121条中「とろう」を「探ろう」に改める。

第124条第1項中「とろう」を「探ろう」に改め、同条第2項中「、または」を「、又は」に、「または」を「又は」に、「とらなければ」を「探らなければ」に改める。

第125条第1項中「、または」を「、又は」に、「または」を「又は」に、「とる」を「探る」に改める。

第127条第2項中「および」を「及び」に改める。

第128条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第130条中「はかる」を「諮る」に、「とらなければ」を「探らなければ」に改める。

第131条第1項中「とる」を「探る」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「探る」に改める。

第136条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第137条の見出しを「(請願文書表の作成及び配布)」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第138条第1項中「、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」を「、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第138条第3項中「みなす。」を「みなし、それぞれの委員会に付託する。」に改める。

第140条第3項中「および」を「及び」に改める。

第141条の見出しを「(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)」に改め、同条中「および」を「及び」に改める。

第142条中「または」を「又は」に改める。

第4章の見出しを「辞職及び資格の決定」に改める。

第143条の見出しを「(議長及び副議長の辞職)」に改め、同条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第144条第2項中「および」を「及び」に改める。

第145条中「または」を「又は」に改める。

第146条中「および」を「及び」に改める。

第147条を次のように改める。

(決定の通知)

第147条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第149条中「または」を「又は」に、「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に、「または」を「、又は」に、「議長または委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第153条中「または」を「又は」に改める。

第154条の見出しを「(資料等の配布許可)」に改め、同条中「または」を「又は」に、「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「、資料等」に改める。

第156条中「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第157条第2項中「または」を「又は」に改める。

第158条中「および」を「及び」に、「議決することは」を「議決することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第158条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会ですら弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

第159条の見出しを「(戒告又は陳謝の方法)」に改め、同条中「または」を「又は」に改める。

第160条中「こえる」を「超える」に、「または」を「又は」に改める。

第161条中「または」を「又は」に改める。

第164条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第164条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第66条(答弁書の配布)、第79条(会議録の配布)、第118条(答弁書の配布)、第137条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第138条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第164条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第165条中「はかつて」を「諮つて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市議会規程第1号

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正

する規程を、次のとおり定める。

令和8年4月1日

宇治市議会議長 木本 裕章

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

宇治市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年宇治市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附則

この規程中第3条第5号の改正規定は令和8年6月14日から、第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第14条の規定の施行の日から施行する。

（揭示済）

教育委員会

宇治市学校給食センター条例施行規則を、ここに公布する。

令和8年3月26日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則2号

宇治市学校給食センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市学校給食センター条例（令和8年宇治市条例第11号）の規定に基づき、宇治市学校給食センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象校）

第2条 センターにより学校給食を実施する対象校は、自校で学校給食を調理する小学校及び当該小学校において調理された給食の提供を受ける小学校以外の宇治市立小学校並びに宇治市立中学校とする。ただし、宇治市教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（職務）

第3条 所長は、上司の命を受け、センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主査、専門員及び副主査は、それぞれの上司の命を受け、担件事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

3 主任は、上司の命を受け、担件事務を掌理する。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（揭示済）

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を、ここに公布する。

令和8年3月26日

宇治市教育委員会

教育長 木下 晴之

宇治市教育委員会規則3号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

（宇治市教育委員会事務委任等に関する規則の一部改正）

第1条 宇治市教育委員会事務委任等に関する規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「、主幹」を「、学校給食センター所長、主幹」に改める。

（宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

第2条 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「」を「」に、「教育

学校管理係
保健給食係

学校安全係
学校給食係

ICT推進係」を「教育DX推進係」に改め、「開校準備係」を削る。

別表第2学校管理課の部学校管理係の項中「学校管理係」を「学校安全係」に改め、同項第8号中「その他学校施設の事務」を「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬」に改め、同項に次の5号を加える。

- (9) 学校保健に関すること。
- (10) 児童、生徒及び園児の安全に関すること。
- (11) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (12) 全国市長会学校災害補償保険に関すること。
- (13) その他学校安全の事務に関すること。

別表第2学校管理課の部保健給食係の項を次のように改める。

学校給食係

- (1) 学校給食施設の基本計画及び実施計画に関すること。
- (2) 学校給食施設の維持管理に関すること。
- (3) 学校給食会に関すること。
- (4) その他学校給食に関すること。

別表第2教育総合推進センター学校教育課の部教育ICT推進係の項中「教育ICT推進係」を「教育DX推進係」に改め、同項第1号中「教育ICT」を「教育DX」に改め、同表教育総合推進センター学校改革推進課の部企画調整係の項第6号中「（仮称）西小倉地域小中一貫校の開校」を「宇治西小倉学園の整備」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 西小倉地域小学校の跡地の維持管理に関すること。

別表第2教育総合推進センター学校教育課の部開校準備係の項を削る。

附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（揭示済）

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第41号

宇治市各投票区の投票場所の名称変更について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における宇治市各投票区のうち、次に掲げる投票場所の名称を次のとおり変更します。

令和8年4月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

投票区	変更前の投票所の施設の名称	変更後の投票所の施設の名称
32	宇治市立南小倉小学校 体育館	旧宇治市立南小倉小学校 体育館
33	宇治市立西小倉小学校 体育館	旧宇治市立西小倉小学校 体育館
37	宇治市立北小倉小学校 体育館	旧宇治市立北小倉小学校 体育館

変更の理由 令和8年3月31日閉校のため

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第42号

選挙管理委員会の招集場所の変更について

令和8年4月5日に招集する選挙管理委員会の場所を次のとおり変更します。

令和8年4月3日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

(変更前)

場所 宇治市役所 501会議室

(変更後)

場所 宇治市役所 703会議室

(揭示済)



宇治市上下水道事業管理規程第1号

宇治市上下水道部公印規程等の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部公印規程等の一部を改正する規程

(宇治市上下水道部公印規程の一部改正)

第1条 宇治市上下水道部公印規程(昭和42年宇治市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「いずれにも該当する文書」を「各号に掲げる文書」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 通知、照会、依頼等の文書のうち権利又は義務の発生に關わりのないもの
- (2) 案内状、礼状、あいさつ状等の儀礼上発する文書
- (3) 刊行物、資料、記念品等の送付文書
- (4) 国又は他の地方公共団体に発する文書で、当該国又は他の地方公共団体が公印を押印しないで発することを認めたもの別表中「上下水道総務課担当課長」を「上下水道総務課長」に、

上下水道総務課担当課長
上下水道総務課長
上下水道総務課担当課長
上下水道総務課担当課長

上下水道総務課長
下水道計画課長
上下水道総務課長
上下水道総務課長

「上下水道総務」を「上下水道総務」に改める。

上下水道総務

上下水道総務

課長
上下水道総務課長
上下水道総務課長

課長
下水道計画課長
上下水道総務課長

別記様式第2号及び別記様式第3号中

課長	係長	係員

「課長」に改める。

課長	副課長	係長	係員

(宇治市上下水道事業会計規程の一部改正)

第2条 宇治市上下水道事業会計規程(昭和43年宇治市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、上下水道総務課長及び上下水道総務課担当課長」を「、上下水道部副部長、上下水道総務課長及び上下水道総務課副課長」に改める。

第18条第1項中「第33条の2」を「第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改める。

第19条中「、上下水道総務課担当課長」を削る。

第68条第1項各号列記以外の部分、第69条第1項各号列記以外の部分、第76条第1項各号列記以外の部分、第85条第2項、第86条第1項及び第87条中「及び上下水道総務課担当課長」を削る。

(宇治市企業職員給与支給規程の一部改正)

第3条 宇治市企業職員給与支給規程(昭和44年宇治市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、大規模な災害として管理者が定める災害に係る作業に従事した職員に対する同項の特殊勤務手当は、作業1日につき1,080円以内の額(この作業が著しく危険であると管理者が認める場合又は管理者が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、作業1日につき2,160円以内の額)を管理者の定める計算方法により支給する。ただし、当該手当の支給を受ける職員には、当該手当に係る作業等に従事したことに対して支給されるべき第2項の特殊勤務手当は支給しない。

(宇治市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第4条 宇治市水道事業給水条例施行規程(昭和54年宇治市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

「 を

課 長	係 長	担 当

「 に改める。

課 長	副課長	係 長	担 当

」

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宇治市企業職員給与支給規程の規定は、この規程の施行の日以後の作業に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の作業に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市上下水道事業公告第11号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、次に掲げる宇治市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので公告します。

令和8年4月17日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第501号 株式会社キンライサー

宇治市上下水道事業公告第12号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和8年3月23日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和8年4月17日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第551号 株式会社VISAS

宇治市上下水道事業公告第13号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和8年4月6日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和8年4月17日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第550号 トータルサポート